

その届出に係る届出伝染病等病原体（同条第一項に規定する届出伝染病等病原体をいう。以下同じ。）の使用のため当該届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等（法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）をする施設（以下「届出伝染病等病原体取扱施設」という。）内に係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかる可能性があることを発見した場合

法第四条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第一号によりしなければならない。
(新疾丙についての届出)

伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行
わなければならぬ。

パノソーマ症、トリコモナ
ス症、ニ。パウイルス感染症

第五条 法第四条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

三 病の発生する家畜の年齢
四 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性
五 及び年齢（明確のときは、推定期齢）
六 新しい病気にかかり若しくはかかるつてゐる疑い
がある家畜又はこれららの死体の所在の場所
七 終見の日時及び終見時の状態

八七六 発見の年月日時及び発見時
发病の推定年月日
その他参考となるべき事項

(新疾病についての届出義務の除外)
第六条 法第四条の一第一項の農林水産省令で定

める場合は、指定検定機関が医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適

用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため新

疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合とする。

(新疾病の発生の通報及び報告)

は、第五条の届出事項につき、遅滞なく、文書又は口頭でしなければならぬ。

又は口頭でしなければならないが、

満なく電信 電話又はこれに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況と自己義務第二五二二(一)に該するに

い。 欅を別語様式第二号によりしなければならぬ。

(公示) 法第四条の二第六項及び法第五条第一項

(法第六条第二項において準用する場合を含む。)の公示は、条例の告示と同一の方法によつ

てするとともに公衆の見やすい場所に掲示してしなければならない。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査)

第九条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知

事が必要があると認めた場合のほか、ヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、

(伝染性疾病的発生の通報及び報告)

二条の二の届出事項に依り、
は口頭でしなければならない。返済が
ア請け

第九条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、

監視伝染病の種類	命令を行ふ場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獸疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピースキン病、類鼻疽、トリ	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生があると認めるおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合

2	<p>前項の規定による命令により実施する検査は、同項の表第一号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事</p>	<p>ス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンダウイルス感染症、馬痘、仮性皮疽、ナイロビ羊痘、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兎粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ症</p>
後	<p>前二上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期</p>	<p>次に掲げる場合 上欄に掲げる監視伝染病の病原体を媒介する昆虫が通常発生する時期の一月</p>

であつて別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病以外のものにあつては通常行う方法により、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に緊密に連絡し、及び適切に分担して実施するものとする。

(報告)

第十二条 法第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。當該標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び様式は、次の表のことおりとする。

箇所	標識の種類及び様式	家畜又はその死体の種類
右耳	耳標別	牛疫予防液又は口蹄疫予防液の注射を行つた牛、水牛、しかめん羊、山羊、豚及びいのしし
左耳	耳標別	ブルセラ症、結核又はヨーネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛(患畜及び疑似患畜を除く)。
背部	耳標別	豚熱予防液の注射を行つた豚及びいのしし
左脚	耳標別	家畜及び疑似患畜を行つた鶏(患畜及び疑似患畜を除く)。
右耳	耳標別	伝達性海綿状脳症の検査を行つた第九条第二項第五号に掲ぐる牛及び水牛の死(牛及び山羊の死を除く)。
八号	Vの文字	(検査、注射等の証明書の様式)
脚環	塗装	都道府県知事の定める標識
七号	耳標別	都道府県
六号	耳標別	都道府県
五号	耳標別	都道府県

第十四条 法第八条(法第三十一条第三項において準用する場合を含む)の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

(公示)

第十五条 法第九条又は第三十条の規定による命令は、その実施期日の十日前までに法第五条第一項の公示する。

(衛生管理区域における消毒設備の設置)

設備の設置は、衛生管理区域(同項に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。)の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マツトその他これらに準ずる設備であつて、当該衛生管理区域に出入りする者の身体、当該衛生管理区域に持ち込み、又は当該衛生管理区域から持ち出す第十四条の六の物品及び当該衛生管理区域に入れ、又は当該衛生管理区域から出る車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第十四条の四 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及びふ卵舎(以下「畜舎等」という。)とする。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)

(消毒の方法)

第十四条の五 法第八条の二第二項及び第三項の規定による消毒は、医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合に

あつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取り扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品)

第十四条の六 法第八条の二第二項の農林水産省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一、衛生管理区域外にある畜産関係施設等(衛生管理区域に家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他畜産業に関係する施設及び場所をいう。以下同じ。)において使

用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該衛生管理区域に入る者が当該衛

生管理区域に持ち込むもの

2 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

(通行の制限又は遮断)

第十五条の二 令第三条第二項及び第五条第三項(令第七条において準用する場合を含む)の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、通行の制限又は遮断を行う場所

二、通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容

三、通行の遮断にあつては、その期間

(指定骨肉皮毛類)

第十六条 法第十二条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

一、輸入された骨肉皮毛類

二、出血性敗血症若しくは豚水疱病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

(化製場における設備及び製造方法)

第十七条 法第十二条の農林水産省令で定める設備の基準は、次のとおりとする。

一、原料置場、化製室、汚物だめ、污水だめ、骨肉皮毛類

二、製品置場及び従業員室を備え、かつ、これらがそれぞれ区画されていること。

三、化製室は、その床が污水等の浸透しない材

料で造つてあり、その内側に污水溝を備え、

相当の距離を保ち、その床が污水等の浸透しない材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出

入りを防ぐ設備があること。

二、原料置場及び製品置場は、その位置が相互に

に相当の距離を保ち、その床が污水等の浸透しない材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出

入りを防ぐ設備があること。

三、化製室は、その床が污水等の浸透しない材

料で造つてあり、その内側に污水溝を備え、

相当の距離を保ち、その床が污水等の浸透しない材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出

入りを防ぐ設備があること。

四、汚物だめ及び污水だめは、原料置場、製品

置場、化製室及び従業員室から隔離され、か

れど、外部に污水等が浸透しない材料で造つてあること。

五、従業員室及び化製室は、その出入口に人及び衣類の消毒設備があること。

六、法第十二条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおりとする。

一、原料置場に格納されたときには、あらかじめ、当該製品

置場を消毒すること。

二、化製された物(未製品を含む)を製品置場に格納するときは、あらかじめ、当該製品

置場を消毒すること。

三、骨肉皮毛類は、化製室において原料入口から搬入され、特定疾病又は監視伝染病の病原體により汚染されるおそれがない化製工程を経て化製され、製品出口から搬出されるこ

と。

四、輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の豚牛若しくは死体から分離されたものについては牛肺疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の豚牛若しくは死体から分離されたものについては牛肺疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症、豚熱、アフリカ豚熱及び豚水疱病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五、出血性敗血症若しくは豚水疱病の患畜若しくは疑似患畜若しくはこれらの死体又は豚熱の疑似患畜若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

六、従業員は、化製室においては化製室専用の作業衣、作業靴等を着用し、作業後必ずこれらを消毒すること。

七、汚物だめの汚物は焼却され、又は消毒され、汚水だめの水は消毒後排水されること。

八、他の家畜を売買する施設であつて毎年定期に百日以上開催するもの

九、競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)に基づいて行う競馬

十、家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)第二条第三項に規定する家畜市場及びそ

の他の家畜を売買する施設であつて毎年定期に百日以上開催するもの

十一、都道府県の区域(北海道にあつては、支庁の区域)を超える区域から牛、水牛、鹿、

第十九条 法第十二条第一項の特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するため必要な設備は、次の基準に適合したものでなければならぬ。
一 家畜診断所、隔離所及び汚物ためを備えること
二 家畜診断所については、検査を行うに必要な器材を備え、かつ、汚物処理及び消毒を行ふことができる構造を有するものであること
三 隔離所については、健康な家畜を係留する場所、河川又は道路から隔離されている場所にあり、かつ、特定疾病又は監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない構造を有するものであること
四 汚物だめについては、健康な家畜を係留する場所から隔離されている場所にあり、汚物の散乱、流出及び昆虫等の出入を防ぎ、かつ、汚物処理及び消毒を十分に行ふことができる構造を有するものであること

(検査の実施状況等の報告及び通報)

第二十条 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、家畜の所有者に対し、法第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条の規定により家畜防疫員の検査若しくは法第六条第一項の規定により家畜防疫員の注射、薬浴若しくは投薬を受けるべき旨を命じ、又は法第九条の規定により消毒方法、清潔方法若しくはねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命じたときは、その実施状況を、遲滞なく、関係都道府県知事に通報しなければならぬ。い。

(飼養衛生管理基準)

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

(飼養衛生管理者の選任等)

れ別の者を選任して行うものとする。ただしこの衛生管理区域が二以上ある場合において、これらの衛生管理区域が隣接しているときその他銅養衛生管理者による同項各号に掲げる業務の適切な実施に支障がないときは、二以上の衛生管理区域を通じて一人の銅養衛生管理者を選任することができる。

法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者が自ら銅養衛生管理者となるときも、前項と同様とする。

(銅養衛生管理者に対する研修等)

第二十一条の三 法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者は、銅養衛生管理者について、次に掲げる内容に係る知識及び技術の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

一家畜の伝染性疾患の我が国及び外国における発生の状況及び動向

二 法第十二条の三第一項に規定する銅養衛生管理基準の内容及び当該基準を遵守するための具体的な措置の内容

三 法第十二条の三の二第一項の規定により銅養衛生管理者を選任した衛生管理区域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が定めた法第十二条の三の四第一項に規定する銅養衛生管理指導等計画の内容

四 前三号に掲げるもののほか、銅養衛生管理者が法第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務を行うために必要な知識及び技術の習得及び向上に資する内容

法第十二条の三の二第一項の家畜の所有者は、銅養衛生管理者に対し、少なくとも年一回前項各号に掲げる内容についての研修等を受けさせることによる努めなければならない。

(銅養衛生管理指導等計画の報告)

第二十一条の四 法第十二条の三の四第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した銅養衛生管理指導等計画に即して銅養衛生管理に係る指導等(法第十二条の三の三第一項に規定する銅養衛生管理に係る指導等をいう)を実施する前にしなければならない。

(定期の報告)

月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほる鳥及び七面鳥の所有者については毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添てしなければならない。

一 衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図

二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

三 衛生管理区域の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面

四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面

五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 埋却の用に供する土地の所在地

ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあっては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容

ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況

二 農場から埋却の用に供する土地までの距離

ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

ヘ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項

イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

ロ 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあっては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

ハ 焚却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

八 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあっては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

ト 次に掲げる事項（馬の所有者にあっては、ト及びリを除く。）を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し

イ 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

ロ 海外渡航時及び帰国後の注意事項

ハ 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起

二 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

チ 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

ヘ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

ト 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

チリヌ洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

九 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ 牛（月齢が満四月以上のものに限る。）二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）

(1) 肥育牛（乳用種（牛の個体識別そのための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第十七十二号）第三条第二項第八号から第十一号までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第十一号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満十七月末満のもの

(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十四月末満のもの

二 鶏及びうずら 十万羽

水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三千頭

二 鶏及びうずら 一万羽

水牛及び馬 二百頭

千頭

本 あひる、きじ、だらよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

十 大規模所有者（馬の所有者を除く。）については、従業員が特定症状（法第十三条の二第一項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に畜産保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものとの写し

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から三日以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、三日以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第三号の内容に応じた合理的な期間とする。
(報告)

(緊急の)命令の方針
第四十一条の四 法第三十四条の二第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。
一 法第三十四条の二第二項の規定による命令をする旨
二 勧告に従わなかつた事実とるべき措置の内容
三 四 措置をとるべき期限
五 その他必要と認める事項

前号の内容ごとの具体的な改善方法
改善すべき期限
その他必要と認める事項

前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間に以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

第四十一条の三 法第三十四条の二第一項の農林省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第三十四条の二第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

五 第一号の制限の内容として、第二号の期間以後に出荷が予定されていた前号の家畜のうち、第三号の区域内において飼養されるものを第二号の期間内に早期に出荷し、又は処分することを定める場合にあつては、その出荷先又は処分に係る化製場若しくは死亡獸畜取扱場農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限したときは、直ちにその旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

(緊急の勧告の方法)

物げに三び号第一条十第るに鳥目か他そよが る掲号第及一項第七三法係類のもの	地 域 下 ニ ア 及 ビ ニ ユ イ ジ ー ラ ン ド 以 外 の	並面び鳥ほほ ひる、あび 七フラン ス、ブルガ リア、ベルギ ー、ジーラ ンド以外の	鶏 う きじ 、ズ マレーシア、トルコ、ウクライナ (クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク州及びルハ ンシスク州を除く)、英國(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限 る)、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、 ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、	高 原 性 病 豚 熱	第一項第七三法 第十一条 第一項第一 号第及一項 掲号第及一 項第七三法 係類のもの
					第一項第一 号第及一項 掲号第及一 項第七三法 係類のもの

口 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」といふ。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ 犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

二 うさぎ（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ホ 蜜蜂（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

四 第一号の動物の生乳、乳等（乳（生乳を除く。）、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳その他乳を主要原料とする物をいい、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者の携帯品として輸入するものを除く。）、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿

五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉

六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

七 第四十三条の表法第三十七条第一項第二号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するための加工し、又は調製したもの）及び飼料用供するために加工し、又は調製したものとす

(輸入のための検査証明書の添付の除外)
第四十六条 法第三十七条第二項第一号の農

産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。

二 指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき
一 法第三十七条第一項の検査証明書又はその
写しの添付が特に困難であると認められる国
から輸入する場合

動物にあつてはその動物を積載した船舶又は飛行場に入港し、又は着陸することとなつてゐる日の四十五日前までの間に、別記様式第二十一号の四によりしなければならない。ただし、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

第四十七条の四 法第三十八条の二第一項の農林省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所
並びに法人があつては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする動物の性、年齢及び生産地

三 輸入しようとする動物のとう載予定地、とう載予定期船名又はとう載予定航空機名

四 その他参考となるべき事項

第四十七条の五 法第三十九条第一項の検疫信号は、昼間においては前檣頭に別記様式第二十二号による旗を掲げ、夜間においては同一箇所に紅灯一箇その下に白灯二箇を連掲してしなければならない。

(輸入検査の事前通知)

第四十九条 家畜防疫官は、指定検疫物(郵便物として輸送されたものを除く。)を輸入しようとする者から別記様式第二十三号による輸入検査申請書の提出があつたときは、その者に対し、検査の場所及び期日を、あらかじめ、通知しなければならない。

(検査のための係留期間)

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとして係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)につき、それぞれ次の表の下欄におけるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

3 動か四 か三 動か二 に下る 駐(一) 動

馬鴨及前物之類，並非法規所列之禁物。但依留日人所傳，此種動物之肉，其味極鮮美，故在中國亦有販賣者。

のうちの一つは、たとえば、この「畜場」の項の「畜」の字が、その他の「畜」の字と区別するためのものである。たゞ、この「畜」の字は、必ずしも「畜生」の「畜」の字ではない。たゞ、この「畜」の字は、必ずしも「畜生」の「畜」の字ではない。

表の表題は「某種の伝染病の罹患状況」である。

上記の如きは、第一回の題名である「西行の死」の題名が、西行の死を示すものである。西行の死は、西行の死を示すものである。

十二 痘疫病の原因とその治療 第二回 次病の原因とその治療

畜物の定期的出荷を定め、その運送費を負担する。この場合、輸入者は輸出者に貨物の輸送費を支払う。

五日八時半合意の動向は、(次)の如きである。

動物の種類によっては、付与する量を制限する場合があります。

Digitized by srujanika@gmail.com

(減菌譲渡義務者の所持の基準)

第五十六条の五 法第四十六条の五第一項第一号の規定による家畜伝染病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 当該所持する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き家畜伝染病原体を持ち出すことができないようするための措置を講ずること。

三 減菌等をする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から七日以内に、第五十条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から遅滞なく行うこと。

イ 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病原体について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた日

ロ 許可所持者が法第四十六条の五第一項本 文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日

ハ 家畜の伝染性疾病的検査を行つてゐる機関(許可所持者を除く)がその業務に伴い家畜伝染病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日

(所持の許可の申請)

第五十六条の六 法第四十六条の五第二項の申請書の提出は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一 法人については、法人の登記事項証明書

二 所持の開始の予定時期を記載した書面

三 法第四十六条の五第一項本文の許可を受けようとする者が、法第四十六条の六第二項各号に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

四 取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

五 取扱施設のうち、家畜伝染病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入

口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

六 取扱施設のうち、家畜伝染病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図(当

該主要部分が全て前号の平面図に図示されて

いる場合を除く。)

七 その他当該申請書の提出に係る取扱施設が法第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようそ

る。

(所持の許可に係る製品)

第五十六条の七 法第四十六条の六第一項第一号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める製品は、検査試薬とする。

第五十六条の八 法第四十六条の六第一項第二号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第四号及び第九号に掲げる病原体(以下「重点管理家畜伝染病原体」という。)の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定するこ

二 重点管理家畜伝染病原体の保管庫は、実験室等の内部に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 重点管理家畜伝染病原体の実験室等は、次のとおりとすること。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重 点管理家畜伝染病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容 易な構造であること。

ロ 実験室等の内部に、安全キヤビネットを備えていること(製造施設にあつては、当該該製造施設からの重点管理家畜伝染病原体の拡散を防止するための措置を講じていること)。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ハ 実験室等において動物に対しても重点管理家畜伝染病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

ホ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設 备又は器具を設けること。

ヘ 実験室等の内部を陰圧に維持することができる構造であること。

ヌ 実験室等において動物に対しても重点管理家畜伝染病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

ヌ 実験室等の内部であることを、アゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して重点管理家畜伝染病原体を使用する場合において、その大きさの限界に当該動物を安全キヤビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)に、次に定めるところにより、専用の前室

を附置すること。

六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附 置すること。

一 通常前室及び(2)のシャワー室を通じてのみ実験室等に出入りすることがで

きる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであ

ること。

(2) 前室にシャワー室を設けるとともに、

当該シャワー室にインターロック又はこ

れに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。

(3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の減菌等をする機能を有する排水設備を設けること。

二 実験室等に、次に定めるところにより、給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。

(1) 紙気設備は、実験室等への給気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のペアフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排水設備は、実験室等からの重点管理家畜伝染病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の減菌等をする機能を有すること。

一 以上的ペアフィルターを通じてなされる構造であること。

二 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 実験室等の内部の壁、床、天井その他重 点管理家畜伝染病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

イ 実験室等の内部に安全キヤビネットを備えていること(製造施設にあつては、当該該製造施設からの要管理家畜伝染病原体の拡散を防止するための措置を講じていること)。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ロ 実験室等において動物に対しても重点管理家畜伝染病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

ホ 実験室等の内部であることを、アゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して要管理家畜伝染病原体を使用する場合において、その大きさの限界に当該動物を安全キヤビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)に、次に定めるところにより、専用の前室

を附置すること。

六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附 置すること。

七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。

八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようそ

る。

(要管理家畜伝染病原体の取扱施設の基準)

第五十六条の九 法第四十六条の六第一項第二号(法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第四号及び第九号に掲げる病原体(以下「要管理家畜伝染病原体」という。)の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定するこ

二 要管理家畜伝染病原体の保管庫は、実験室等の内部(出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管轄区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部)に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 要管理家畜伝染病原体の実験室等は、次のとおりとすること。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重 点管理家畜伝染病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

ロ 実験室等において動物に対しても重点管理家畜伝染病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

ホ 実験室等の内部であることを、アゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して要管理家畜伝染病原体を使用する場合において、その大きさの限界に当該動物を安全キヤビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)に、次に定めるところにより、専用の前室

を附置すること。

六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附 置すること。

つ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。

(2) 前室の出入口に、インターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。

実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、当該実験室等の内部にクラスIIIキャビネットのみを備えている場合は、この限りでない。

排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。

排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう操作すること。

(3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

実験室等は、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去するために密閉することができる構造であること。

実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。

ロ 当該取扱施設に、焼却炉を設けること。

ハ 当該実験室等の前室に、シャワール室を設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該実験室等において、専用の衣服（当該実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。）を二重に着用して作業する場合

(2) 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける場合

(3) アイソレーター内又は安全キャビネット内において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合

五 要管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。

六 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。ただし、実験室等に、当該実験室等への給気がヘーパーフィルターを通じてなされる構造である給気設備を設けている場合は、この限りでない。

七 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

第五十六条の三第二号及び第十一号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

第五十六条の三第十号に掲げる病原体（第五十六条の三第十一号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

前項の病原体の取扱施設であつて、次に掲げた要件に該当するものについては、第一項第三号ハ、ニ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定は適用されず、同項第五号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

第五十六条の三第二号及び第十一号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

四 第五十六条の八第二項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

二 所持の目的及び方法

三 取扱施設の名称及び所在地

四 法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

二 所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合にあつてはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

三 許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（第三号の場合にあつては、発見した許可証）を農林水産大臣に返納しなければならない。

一 所持の目的を達したとき又はこれを失ったとき。

二 法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（許可事項の変更の許可の申請）

三 前項の規定による申請書は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

第五十六条の十一 法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

二 一 変更の予定期間を記載した書面

二 変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類

三 工事を伴うときは、その予定期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及び蔓延の防止に關し講ずる措置を記載した書面

法第四十六条の人第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならぬ。

（許可事項の変更の許可を要しない軽微な変更）

第五十六条の十二 法第四十六条の人第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

四 第五十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡（以下「滅菌譲渡」という。）を伴わなものに限る。）

第五十六条の十 法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証（以下「許可証」という。）の様式は、別記様式第三十三号とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 所持の方法の変更

三 管理区域の変更及び設備の増設（工事を伴わないものに限る。）

（許可事項の軽微な変更の届出）

第五十六条の十三 法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

（許可事項の軽微な変更の届出）

第五十六条の十四 法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 法人の名称を変更する場合にあつては、変更後の法人の登記事項証明書

二 氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第九号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

三 法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第九号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

（精神障害の届出）

第五十六条の十四の二 許可所持者又はその法定代表人若しくは同居の親族は、当該許可所持者が精神の機能の障害を有する状態となりその許可に係る家畜伝染病病原体の適正な所持を継続することが著しく困難となつたときは、農林水産大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（譲渡しの制限）

第五十六条の十五 法第四十六条の十第一号の規定による家畜伝染病病原体の譲渡しは、法第四

二 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

二 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理家畜伝染病病原体を実験室等において保管する場合にあつては、当該実験室等の前室（動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること）。

第五十六条の九第一項から第四項までの取扱いに対する前項第三号の規定の適用については、同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室）にあつては、当該動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室」とあるのは、「実験室等」とする。

（家畜伝染病病原体の使用の基準）

第五十六条の二十四 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の使用に係るもののは、次のとおりとする。

一 実験室等に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用すること。

二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。

三 重点管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キヤビネットにおいて行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うもの

四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。

五 実験室等から退出するときは、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。

六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をすること。

七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等をすること。

八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室からの排水は、排水設備又は滅菌等設備により滅菌等をすること。

九 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をすること。

十 実験室等において重点管理家畜伝染病原体を使用した者は、使用日から起算して七日間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。

十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。

十二 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、第十四号の許可とは別に、病原体取扱主任者の許可を得ること。

ロ やむを得ない場合を除き、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ハ 重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をすることとともに、持ち出した当該死体を取

以上の機能を有する設備により焼却すること。ただし、重点管理家畜伝染病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

二 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に重点管理家畜伝染病原体による汚染を除去すること。

本節足動物及び齧歯類の侵入を防止するため必要な措置を講ずること。

十三 実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十四 事前に許可所持者及び病原体取扱主任者の許可を得てない者の管理区域への立ち入りを禁止し、これらの者の許可を得て病原体業務従事者以外の者が当該管理区域に立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病原体の取扱施設（第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設を除く。）における要管理家畜伝染病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服（動物に対して要管理家畜伝染病原体を使用する実験室等については、当該実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服））をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用すること。

二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。

三 要管理家畜伝染病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キヤビネットにおいて行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

ロ 動物に対し要管理家畜伝染病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を完全キヤビネットに収容することができないとき。

四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。

五 実験室等から退出するときは、次に掲げる

イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。

ロ 動物非使用検査室にあつては、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該動物非使用検査室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。

ハ 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗净すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）からの排気は、排気設備により滅菌等をすること。

六 口

八 実験室等（動物非使用検査室を除く。）は汚染したおそれがある実験室等及びその前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）からの排水は、滅菌等設備により滅菌等をすること。

九 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をすること。

ロ 動物非使用検査室にあつては、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をすること。

ハ 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。

イ 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イイ 当該実験室等に立ち入るとときは、病原体取扱主任者の許可を得ること。

ロ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ハ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合は、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をするとともに、持ち出した当該死体について

- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対し届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 三 届出伝染病等病原体を使用する際には、実験室等のドアを閉めておくこと。
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぐこと。
- 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗净すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 七 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をすること。
- 八 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をすること。
- 九 実験室等における作業に関係しない動物を実験室等内に入れないこと。
- 十 実験室等において動物に対し届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体業務従事者の許可を受けること。
- ロ 当該実験室等の窓を開鎖するとともに、当該窓が割れないようによること。
- ハ 前項第一項第四号ロの実験室等において同号ロの排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等をすること。
- 二 やむを得ない場合を除き、届出伝染病等病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ホ 届出伝染病等病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、

- 当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器を入れることとともに、持ち出した当該死体については、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、届出伝染病等病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ヘ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗净する前に届出伝染病等病原体による汚染を除去すること。
- ト 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十号による標識を付すること。
- 十二 実験室等には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入ることは、病原体業務従事者の指示に従わせること。
- 十三 前二項の規定は、前条第二項の施設については、適用しない。
(適用除外となる病原体)
- 第五十六条の三十四** 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
- 一 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。)
- 二 ペスチウイルス・クラシカルスワインファーバーウィルス(GPEー株に限る。)
- 三 マイコバクテリウム・ボービス(bacille Calmette-Guerin株に限る。)
- 四 生物学的製剤(動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第二百三十三条第一項の生物学的製剤に限る。)
- 五 生物学的製剤又は再生医療等製品(同令第二百四十四条第一項各号の再生医療等製品に限る。)に含まれている病原体

- 第五十六条の三十五** 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
- 一 第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げた、血清亜型がH₂N₂、H₅N₁、H₇N₇又はH₇N₉であるもの(新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症」という。)の病原体を除く。)
- 二 第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げた、血清亜型がH₅N₁、H₇N₇又はH₇N₉であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)
- 三 第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げた、血清亜型がH₇N₇であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)
- 四 第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH₇N₇であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)
- 第六章 雑則**
- (動物用生物学的製剤の指定)
- 第五十七条** 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。
- 一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等の第七第一項の承認を受けない動物用生物学的製剤(牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だらよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。)
- 二 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン(証明書)
- 第五十七条の二** 法第五十一条第三項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。

- 第五十八条** 法第五十二条第一項及び第二項の報告を求める場合には、次に掲げる事項を記載し、報告請求書を交付してしなければならない。
- 一 実施の目的
- 二 報告すべき事項
- 三 報告書の提出期限
- 四 その他必要な事項
- (証票)
- 第五十九条** 法第五十四条の規定による証票の様式は、別記様式第四十九号とする。
- 第六十条** 法第五十八条第一項ただし書及び第二項ただし書の農林水産省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる動物若しくは物品又は同条第二項各号に掲げる家畜若しくは物品(以下「動物等」という。)の所有者のうち次のいずれかに該当する者(以下「減額対象者」という。)とする。
- 一 当該動物等の所有者の次に掲げる状況等を総合的に勘案して、当該手当金又は当該特別手当金の交付の原因となつた疾病(以下「原因疾病」という。)の発生の予防又はまん延の防止のための措置を適切に講じなかつたと認められる者
- イ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況
- ロ 都道府県に対する原因疾病に係る早期の通報の実施状況
- ハ 都道府県知事、家畜防疫員又は市町村長が原因疾病のまん延を防止するため講じた措置に対する協力の状況
- 二 当該動物等の所有者以外に当該動物等を管理する者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物等の運送の委託を受けた者を除く。以下「管理者」という。)があり、かつ、当該管理者が前号に掲げる者に該当する場合における当該動物等の所有者
- (手当金及び特別手当金の不交付又は返還の方)
- 第六十一条** 国は、動物等の所有者に対し、手当金又は特別手当金を交付する前にその者が減額対象者であることが判明した場合にあつては、交付すべき手当金又は特別手当金の全部又は一部を交付しないものとし、手当金又は特別手当

出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してある偶蹄類の動物の肉、臓器並びに偶蹄類の動物の肉及び臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンについては、平成十三年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年九月二八日農林水産省令第八七号）

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成一二年一月七日農林水産省令第九三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一月七日農林水産省令第五三号）

この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表地域の欄第二号の相当中欄に掲げる物であつて、平成十二年十月二十五日以前にウルグアイから発送されたもののうち、平成十二年十月一日以前にウルグアイにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は同条の表地域の欄に掲げる地域以外の地域（以下「非規制地域」という。）において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでウルグアイに輸入されたものから生産されたものであることがウルグアイ政府機関により証明され、かつ、平成十二年十月二十五日以前にウルグアイ政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写真による検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十三年三月二十日以前にオランダ政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書若しくはその写真による検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十三年一月二十六日以後にオランダを経由していないものについては、なお従前の例による。

（施行期日）
附則（平成一二年一月三〇日農林水産省令第一〇一号）

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百二十三号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十二月二日）から施行する。ただし、平成十二年十二月二日）から施行する。

第四十三条、第四十五条第一項及び第四十七条规定は、平成十二年十二月三十日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行前に、改正法による改正前の家畜伝染病予防法第八条（同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された証明書又は改正前の家畜伝染病予防法施行規則第十五条第一項の規定により交付された命令書であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の家畜伝染病予防法規別記様式第九号、第十号又は第十二号によるものとみなす。

附則（平成一二年一月二八日農林水産省令第八七号）

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一二年一月七日農林水産省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一二年一月七日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一二年一月七日農林水産省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一二年一月七日農林水産省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一二年一月七日農林水産省令第五九号）

成十三年一月二十五日以前にフランスにおいてと殺された偶蹄類の動物から生産されたものであること又は非規制地域において偶蹄類の動物から生産されたものである旨を記載した当該非規制地域の外国の政府機関若しくは農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付して当該非規制地域から他の地域を経由しないでフランスに輸入されたものから生産されたものであることがフランス政府機関により証明され、かつ、平成十三年三月十二日以前にフランス政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十条第一項に規定する検査証明書若しくはその写しを添付してあるもの又は平成十三年一月二十六日以後にフランスを経由していないものに對しては、なお従前の例による。

（施行期日）
附則（平成一四年六月一四日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一四年七月一日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一四年七月一六日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一四年七月二一日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年三月二八日農林水産省令第三〇号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年三月三一日農林水産省令第六九号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年六月三〇日農林水産省令第五九号）

この省令は、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年六月三〇日農林水産省令第六九号）

この省令は、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年七月九日農林水産省令第七四号）

この省令は、平成十五年七月三十日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年七月九日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一四年六月四日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一四年七月一日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一四年七月一六日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一四年七月二一日農林水産省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年三月三一日農林水産省令第三〇号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年三月三一日農林水産省令第六九号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年六月三〇日農林水産省令第五九号）

この省令は、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年六月三〇日農林水産省令第六九号）

この省令は、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年七月九日農林水産省令第七四号）

この省令は、平成十五年七月三十日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年七月九日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年一〇月六日農林水産省令第一一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年八月二九日農林水産省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一五年八月二九日農林水産省令第一一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

以前に大韓民国から発送されたもののうち、次に掲げるものについては、なお従前の例による。

二 平成二十一年十二月十一日以前に船積みされたものであることが大韓民国政府機関により証明され、かつ、同日以前に大韓民国政府機関により発行された家畜伝染病予防法第三十七条第一項に規定する検査証明書又はその写しを添付してあるもの

二 平成二十一年十二月十一日以後に大韓民国を経由していないもの

附 則（平成二二年三月九日農林水産省令第一五号）
この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。
附 則（平成二三年二月四日農林水産省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。
ブルセラ病の検査の方法については、平成二十三年三月三十一日までは、なお從前の例によることことができる。

附 則（平成二十三年四月二一日農林水産省令第二六号）
この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第六十三条を第六十四条とする改正規定、第六十二条の改正規定及び同条を第六十三条とする改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年四月二一日農林水産省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二二日農林水産省令第三八号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。
(家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)
第四条 施行日前に都道府県知事が第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第六十三条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における当該特定移動制限に従つた者が当該特定移動制限の期間において飼養する家きんのうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたもの（前条の規定による改正前の家畜伝染

病予防法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定により同号イに規定する対象家きんとみなされた家きんを含む。)に係る売上げの減少又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年八月一日農林水産省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年九月三〇日農林水産省令第五七号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一項の規定による改正の施行の日(平成二十三年十月一日)から施行する。

(定期の報告に関する経過措置)

第二条 平成二十三年における改正法による改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」という。)第十二条の四第一項の規定による報告は、第一条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則(以下「新規則」という。)第二十一条の規定による改正後の家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬場(畜舎及びふ卵舎その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいいう。)ごとに、同年十二月十五日までに、次に掲げる事項(その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬場にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及び馬のししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。)を記載した別記様式による報告書を提出してしなければならない。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

二 畜舎及びふ卵舎の数

2 前項の規定による同項第一号に掲げる事項の報告は、平成二十四年における新法第十二条の四第一項の規定による新規則第二十一条の三第三号に掲げる事項の報告とみなすことができる。

(検査のための係留期間に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則(以下「旧規則」という。)第五十条第一項の規定により係留している動物に係る係留期間については、なお従前の例による。

（監視伝染病病原体の所持に関する経過措置）

第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならぬい。

一 行政日において現に家畜伝染病病原体（改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）を所持している者が同項に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかつた場合 当該猶予期間が経過した日

二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合 当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。）の予定日前の日

新規則第五十六条の十六第二項の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。

三 新規則第五十六条の十七の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項の規定による命令について準用する。

第五条 新規則第五十六条の二十三第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体（家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六条の八に規定する重点管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。）の保管に係るものについて準用する。

新規則第五十六条の二十三第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体（家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六条の九第一項に規定する要管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。）の保管に係るものについて準用する。

新規則第五十六条の二十四第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産

省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病原体の使用に係るものについて準用する。

4 新規則第五十六条の二十四第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病原体の使用に係るものについて準用する。

5 新規則第五十六条の二十五第一項及び第二項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病原体の減菌等（新法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）に係るものについて準用する。

6 新規則第五十六条の二十五第四項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病原体の減菌等（新法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）に係るものについて準用する。

第六条 新規則第五十六条の九第一項第三号三（取扱施設（新法第四十六条の五第二項第四号）に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）において動物に対して要管理家畜伝染病原体を使用する場合を除く。）、第四号ハ及び第六号並びに第五十六条の二十四第二項第七号（取扱施設において動物に対して要管理家畜伝染病原体を使用する場合を除く。）及び第十一号ニ（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、新法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 新規則第五十六条の三十二第一項第三号イの規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、新法第四十六条の十九第二項に規定する届出所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 施行日において現に改正法附則第八条第一項に規定する届出伝染病等病原体を所持している者が同項本文の規定による届出をする場合における新規則第五十六条の二十八第二項の規定の適用については、同項中「に次に掲げる書類を

様式第一号（第七条関係）

様式第三号から第五号まで 削除

様式第七号（第十三条関係）

附 則（令和四年三月一七日農林水産省
令第一七号）
トの省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

（令和四年四月一八日農林水産省
令第三八号）
トの省令は、公布の日から施行する。

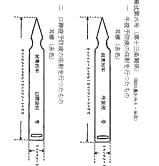
附 則

（令和四年一二月一日農林水産省
令第六七号）
トの省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一号（第四条関係）

様式第一号（第七条関係）	様式第三号から第五号まで 削除
様式第七号（第十三条関係）	

様式第一号（第七条関係）	様式第三号から第五号まで 削除
様式第七号（第十三条関係）	



様式第一号（第七条関係）	様式第三号から第五号まで 削除
様式第七号（第十三条関係）	

様式第一号（第七条関係）	様式第三号から第五号まで 削除
様式第七号（第十三条関係）	

樣式第八号（第十三条關係）

樣式第九号（第十四条關係）

填写说明：（第1-10栏必填）		（第11-12栏必填）
单位：钦州市钦北区财政局		
序号	项目	金额
1	工资	
2	福利费	
3	公杂费	
4	奖金	
5	津贴	
6	补贴	
7	其他	
8	合计	20000.00元
附录：工资、福利费、公杂费、奖金、津贴、补贴等项的计算方法		
1. 工资：按月发放，每月2000元。		
2. 福利费：按月发放，每月500元。		
3. 公杂费：按月发放，每月300元。		
4. 奖金：按月发放，每月1000元。		
5. 津贴：按月发放，每月200元。		
6. 补贴：按月发放，每月150元。		
7. 其他：按月发放，每月100元。		

発行番号	発行番号
横書き	横書き
発行番号	発行番号
横書き	横書き
発行番号	発行番号
横書き	横書き
注記	注記
注記欄には、次のように記入する。例文は、郵便、封筒、切手、郵便の実質年月日を記入すること。	注記欄には、次のように記入する。例文は、郵便、封筒、切手、郵便の実質年月日を記入すること。
⑤ 国内郵便は、純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 ただし、純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。	純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。 純正郵便と通算する場合は、封筒の右側面に「純正郵便」と記入する。
⑥ 運送機関には、使用した実質年月日と、使用範囲を記入する。	運送機関には、使用した実質年月日と、使用範囲を記入する。

馬鹿化性政治資金監視団	馬鹿化性政治資金監視団
発行行番号	発行行番号
請求書	請求書
発行行番号	発行行番号
請求書	請求書

様式第十一号（第十五条関係）

様式第十二号 削除
様式第十三号 (第二十条、第四十二条関係)

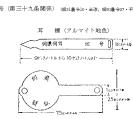
• 10.4GB(11.9·GB)·10.4GB(0.4GB)·(美國發出小額)·10.4GB

樣式第十四号 削除
樣式第十五号 (第二十五条関係)

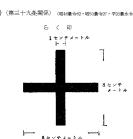
様式第十六号（第三十九条関係）



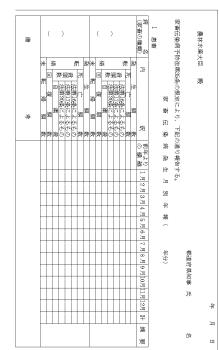
様式第十七号（第三十九条関係）



様式第十八号（第三十九条関係）



様式第十九号（第四十二条関係）



様式第二十号（第四十四条関係）

様式第二十一号（第四十四条関係）

題	問	選択肢		正解	解説
		A	B		
問題 1	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 2	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 3	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 4	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 5	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 6	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 7	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 8	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 9	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 10	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 11	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 12	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 13	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 14	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 15	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 16	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 17	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 18	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 19	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）
問題 20	この文を最も適切な文に読み替えてください。	（）	（）	（）	（）

主成分	説明する因子	主成分の構成	主成分の標準化係数
PC1	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年
PC2	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年
PC3	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年
PC4	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年	年齢、性別、学年

本卷「用語の入力登録」は、日本語版専門用語リストに準じて作成

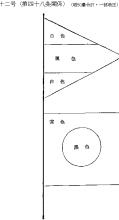
注意 用紙の大きさは、日本企画規格A4とすること。

ANSWER

記入欄は、次頁のその他の参考となるべき事項欄には、用途、仕向地、仕出地（初回登録時のみ）、施設名及び住所、その他の輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。

In the last column of a next page, please note the information such as the use of the animal(s), the destination, name and address of the facility in which the animal(s) are kept, etc.

様式第二十二号（第四十八条関係）



様式第二十三号（第四十九条関係）

輸入者登録書	
申請者住居地〔法人の場合は、その名前〕 及び代表者の住所氏名	
年 月 日	
動物飼育所登録	
下記の手書き欄入しありで種類を申請いたします。	
種	類
鳥	類
魚	類
昆蟲	類
蝶	類
蜘蛛	類
蛇	類
其他	類
譲受人住所氏名	
譲受人住所氏名	
1-1 編	姓: (例) 岩井
1-2 編	名: (例) 一郎
2-1 編	姓: (例) 岩崎
2-2 編	名: (例) 順一
譲受人	姓: (例) 岩井
名: (例) 一郎	

注意 1 種類別、仕内地ごとに作成すること。
2 良好の大きさは、日本薬局方4号とすること。

注意 1 種類別、仕向地ごとに作成すること。
2. 用紙の大きさは、日本高齢規格H1000mm×

【個人情報】	
姓 氏 和 名	
性 別	男
年 齡 (虚数)	
会員登録の種類	
二 重 ナ イ メ ー ド	<input type="checkbox"/>
同 売	<input type="checkbox"/>
注 内 地	
カッコ内番号	
備 考	

注意 1.本規約は、個人情報の収集及び利用等と通信の様式を用いて輸入不純物の検査結果を発行するためのものであります。

2.権利は、当社がどこにでもあります。

3.用語の大きさは、日本規格規格A4とする。

	檢驗項目	檢驗結果	檢驗日期	檢驗員	製造廠	製造日期	產品批號
生物活性劑	生物活性劑 濃度測定 (%v/v, 酸鹼)						
微生物	微生物 檢驗 (無菌) 或 微生物 檢驗 (有菌)						
化學物質	化學物質 濃度測定 (%v/v, 酸鹼)						
其他	其他 檢驗 (無菌) 或 其他 檢驗 (有菌)						
	備註						

らく印

様式第二十七号（第五十一条関係）

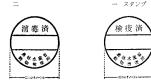


卷之三十一



卷之二

様式第二十八号（第五十一条関係）



卷之十八

様式第二十九号（第五十二条関係）

検査希望年月日

注意 1 傷害欄には、倒産時の動物及び馬であつて、家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
2) 関税の申告欄は、日本通関税務課付印シール

輸出税別種類	
輸入者住所名 【輸入の場合は、こちら】 輸入者住所名 【輸出に際するの場合は、こちら】	
年月日	
動物検査用表	
下記のとおり輸出に際しては検査を申請いたします。	
種	類
魚	類
こう カ 鮎	
鰯	類
サバ 包 袋	種
輸入者名及び日本国内販賣先	
實付又は付合取扱料	
又は運送業者に付合取扱料の場合は其の実付取扱料	
國	類
付合 地	

○ どう船橋空港(航空)名
及びうなぎ予定年月日
検査希望年月日

注意 1. 個体標には、個體の動物及び馬の種類、交配種及び未交配種であって、該馬について「産業登録」がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
2. 領紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

□植物中含 □植物中含虫 □植物中含病害		鳥類 動物的死長病 植物的死長病
【記入欄】動物等含、植物物の死・病・害		
接觸部位(左) [是・否・無]、どうぞ範囲を明確に記入		
接觸部位(右) [是・否・無]、どうぞ範囲を明確に記入		
接觸部位(左) [是・否・無]、どうぞ範囲を明確に記入		
接觸部位(右) [是・否・無]、どうぞ範囲を明確に記入		
□内臓 [是・否・無]、種類を明記		〔細部〕 [回数]
□骨骼 [是・否・無]、部位を明記		
□皮膚 [是・否・無]、部位を明記		
□毛髮 [是・否・無]、部位を明記		
□糞便 [是・否・無]、部位を明記		
□血液 [是・否・無]、部位を明記		
□尿液 [是・否・無]、部位を明記		
□唾液 [是・否・無]、部位を明記		
□乳汁 [是・否・無]、部位を明記		
□母乳 [是・否・無]、部位を明記		
□卵子 [是・否・無]、部位を明記		
□胎兒 [是・否・無]、部位を明記		
□死後 [是・否・無]、部位を明記		
□死後 [是・否・無]、部位を明記		
記号・参考 [是・否・無]、商標 [是・無]		

備考 「補」歐文を併記すること。

登録年月日		検査登録年月日	[登録年月日]
被 姓	姓	姓	
被 姓 (略記)	姓	姓	
被 氏 别 (被姓)			
一 二 三 四			
入 手 紙	手 紙	手 紙	手 紙
登録年月日		登録年月日	登録年月日
備 考			

注意 1 本規則は、税関及び通関の専門知識の範囲を用いて輸出手続の実務に
よって立った場合に特に適用すること。
2 税關規則は、通關手続の実務に適用され、税關規則と本規則が並んで
適用される場合に、本規則の規定が該当する場合は、本規則の規定を
优先して適用すること。
3 用語の大文字は、日本通關業者で使用すること。

注意 1 本様式は、税関及び植物防疫所と互通の様式を使用して輸出手続の申請をしようとする場合に限り使用すること。
2 捨弃馬には、該頭馬の販売及び馬の処分、受取料及び未受取料であって、
併々直に當て家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番
号を記入すること。
3 国籍の大きさは、日本産規格A4とすること。

注意 用紙の大きさは、日本規格A4とする。

第三十号(第五十四号)。(502-544-1-001, 502-544-2-001, 502-544-3-001, 502-544-4-001, 502-544-5-001, 502-544-6-001, 502-544-7-001, 502-544-8-001, 502-544-9-001, 502-544-10-001, 502-544-11-001, 502-544-12-001, 502-544-13-001, 502-544-14-001, 502-544-15-001, 502-544-16-001, 502-544-17-001, 502-544-18-001, 502-544-19-001, 502-544-20-001)

様式第三十号（第五十四条関係）

様式第三十一号（第五十六条の六関係）

様式第三十二号（第五十六条の六、第五十六条の二十三、第五十六条の二十四、第五十六条の二十八、第五十六条の三十三関係）

様式第三十三号（第五十六条の十関係）

様式第三十四号（第五十六条の十関係）

株式会社日本企画
お問い合わせ窓口
営業部企画課
〒100-0006 東京都千代田区麹町二丁目6番地
TEL:03-5212-5235 FAX:03-5212-5236
E-mail: kikaku@nichigaku.co.jp

2 この申込書類には、家畜伝染病予防施行規則第6条の各号に規定する箇所を、それらの欄頭の一欄表とともに記入すること。
3 本規則登録には、記入しないこと。

入室許可を得た者以外の入室を禁ずる。
病原体取扱主任者等：
緊急呼連絡先：

許可の条件	
-------	--

様式第三十四号(第五百十九号の四)(内規第十六号、令和元年十二月八日付内規第 六十一号)を用ひ 審査に係る書類は所長が行う認定文書と認證
年 月 日
森林木産大田 所
中野 長名
(法人とあっては、各取扱代表者の名前) 花旗
審査に係る書類は所長が行う認定文書としないので、審査に係る書類は所長が行う認定文書と し、(西暦2020年)年月日付(略記)は第6条の2第3項の要領により、下記のとおり記載す ります。
記
審査の名前
森林木産大田 所
許可登録の種別
森林木産大田 所
審査に係る書類
森林木産大田 所
登録料
森林木産大田 所
被審査者
森林木産大田 所
審査に係る書類は所長が行う認定文書とすること。

依頼 1 用紙の大きさは、日本企画規格A4とすること。
 2 沢揚の場合には、許可延を認めるうこと。
 3 この申露書に係る事務相担当者は、審査後染色剤原体所持許可申請書に記載された事務相担当者と異なる場合は、被申請人に氏名、所属部署名を

機関二十二号 下記の五点から一題	
1. おなじみの本屋さん 2. おなじみの文庫店 3. おなじみの書店 4. おなじみの図書館 5. おなじみの文庫	
なぜそこを選んだのですか? その理由を詳しく説明して下さい	
年 月 日	
森林水道大蔵 風	
中学校	
(読み人について、各名及び代考者の名) 代考	
野口 ひづる(この子はいつも本屋で本を買ってくるので、おなじみの本屋さん) おなじみの文庫店(この子はいつも文庫本で本を買っているので、おなじみの文庫) おなじみの書店(この子はいつも本屋で本を買っているので、おなじみの書店) おなじみの図書館(この子はいつも図書館で本を借りているので、おなじみの図書館) おなじみの文庫(この子はいつも文庫で本を買っているので、おなじみの文庫)	
なぜ、同じく、なぜ選ばれたのですか? 告白文(昭和45年春号第255号)及びおなじみの本屋さん(昭和45年秋号第265号)を読んで、おなじみの本屋さんを選んで、記述に難があるがないことを評議せよ。	
記	
乗車料金の内訳	
乗車料金の所持地	
料金の内訳	
支度の内訳	
運賃の内訳	
運賃	
参考: 1. 回答の四十九号 日本文化情報研究所「スルアーツ」	

様式第三十六号（第五十六条の十三號）（甲20表水令67、法24、令元表水令13、令2表水

事業所の名前	
事業所の所在地	
許可番号	
業種の内容	
支店の提出	
備考	

株式第三十七号(第五十六条の十四關係) (甲第25表水田の) 334、セ光農業水田13、合2農水
493、一部失火)
東京狂犬病研究室所持鈴木町氏名等更に記述

事業所の名称	記
事業所の所在地	
許可番号	
対象の内容	
対象の提出	
請求書	

様式第三十八号（第五十六条の十六関係）（平成農水令13・法34、改正農水令13・令2農水
令43、一部改正）
減免課税登出書

株式第三十九号（第五十六条の十八関係）

様式第三十九号（第五十六条の十八関係）(平成十六年六月八日施行) (平成十六年六月八日施行)

年 月 日

森林大臣 聞

署名
氏名

(法人については、名称及び代表者の名前)
住所

別紙九の二より、被審の被請求者を子供城主と改めしものにて、被審は被請求者を法
院が被請求者に認めたものと認めたものとし、該件を了結する。

なお、本件、被審は被請求者に被請求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請
求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請求者を法院が被請求者と認めたものと
を願ひます。

■被請求者の名前
被請求者の所在地
許可番号
被請求の被請求者の住所の子 供城主
名称
業種
被請求の被請求者の氏名及び姓 屋根等
電話番号及びFAX番号
メールアドレス
備考

記載 1 用語の大きさは、日本書道家協会とすること。

2 この用語には、被審は被請求者とすること。

3 この用語には、被審は被請求者が被審は被請求者と認めたものとし、被審は被請
求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請求者を法院が被請求者と認めたものと
を願ひます。

様式第四十号（第五十六条の十八関係）(平成十六年六月八日施行) (平成十六年六月八日施行)

年 月 日

森林大臣 聞

署名
氏名

(法人については、名称及び代表者の名前)
住所

別紙九の二より、被審の被請求者を子供城主と改めしものにて、被審は被請求者を法
院が被請求者に認めたものと認めたものとし、該件を了結する。

なお、本件、被審は被請求者に被請求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請
求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請求者を法院が被請求者と認めたものと
を願ひます。

■被請求者の名前
被請求者の所在地
許可番号
被請求の被請求者の住所
被請求の被請求者の氏名及び姓 屋根等
電話番号及びFAX番号
メールアドレス
備考

記載 1 用語の大きさは、日本書道家協会とすること。

2 この用語には、被審は被請求者とすること。

3 この用語には、被審は被請求者が被審は被請求者と認めたものとし、被審は被請
求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請求者を法院が被請求者と認めたものと
を願ひます。

様式第四十一号（第五十六条の二十関係）(平成十六年六月八日施行) (平成十六年六月八日施行)

年 月 日

森林大臣 聞

署名
氏名

(法人については、名称及び代表者の名前)
住所

別紙九の二より、被審の被請求者を子供城主と改めしものにて、被審は被請求者を法
院が被請求者に認めたものと認めたものとし、該件を了結する。

なお、本件、被審は被請求者に被請求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請
求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請求者を法院が被請求者と認めたものと
を願ひます。

■被請求者の名前
被請求者の所在地
許可番号
被請求の被請求者の住所の子 供城主
名称
業種
被請求の被請求者の氏名及び姓 屋根等
電話番号及びFAX番号
メールアドレス
備考

記載 1 用語の大きさは、日本書道家協会とすること。

2 この用語については、略筆を記載した用語は各次小字等を採
用する。

様式第四十二号（第五十六条の二十関係）(平成十六年六月八日施行) (平成十六年六月八日施行)

年 月 日

森林大臣 聞

署名
氏名

(法人については、名称及び代表者の名前)
住所

別紙九の二より、被審の被請求者を子供城主と改めしものにて、被審は被請求者を法
院が被請求者に認めたものと認めたものとし、該件を了結する。

なお、本件、被審は被請求者に被請求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請
求者を法院が被請求者と認めたものとし、被審は被請求者を法院が被請求者と認めたものと
を願ひます。

■被請求者の名前
被請求者の所在地
許可番号
被請求の被請求者の住所の子 供城主
名称
業種
被請求の被請求者の氏名及び姓 屋根等
電話番号及びFAX番号
メールアドレス
備考

記載 1 用語の大きさは、日本書道家協会とすること。

2 この用語については、略筆を記載した用語は各次小字等を採
用する。

様式第四十三号（第五十六条の二十五関係）

様式第四十四号（第五十六条の一十五関係）

様式第四十五号（第五十六条の二十六関係）

2 「社」12、製造年（西暦年の下2桁）とする。
 3 「社」は、容器を認可した國の略名又はその略号とする。
 4 「社」12、製造者の名称又はその略号とする。



卷之三

意 1 とは、0.25センチメートル以上とする。
2 標語に付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、
又は漢字と仮名を併用する。



第五十四个四号（第五十八组）二十五厘米）的线条等，都可

• 82 •

株式会社トヨタ (トヨタ六代目) (明治45年(1912)、昭和4年(1929)、平成10年(1998)に合併)	
実業特許登録出願書	
年月	
森林木水処理装置	星丘会
名義人	大久保
本件の件名	以下に記載のとおり
本件の登録料	免
本件の登録料の支拂場所	本件の登録料の支拂場所
被請求される実用新案権	被請求される実用新案権
被請求する実用新案権の特徴	被請求する実用新案権の特徴
本件の登録料の内訳	本件の登録料の内訳
新規な発明の具体的な構成によつて その他の発明の実質的構成に比し 特徴ある性質を有するものと認められる かのものかの判断	新規な発明の具体的な構成によつて その他の発明の実質的構成に比し 特徴ある性質を有するものと認められる かのものかの判断
名義人	大久保
登録料	免
登録料の支拂場所	新潟県長岡市大字古川1番地
登録料の支拂料金	免
登録料の支拂料金の支拂場所	新潟県長岡市大字古川1番地
代理人	アーティラシス
連絡先	免

指示血清を分注し、被検体結合反応洗出による抗体価が十倍希釈血清以上であるものとし、ヨーネ病の患畜又は疑似患畜でないものとする。該当しないものとして、二一により感作したスクリーンングプレートにて所定の倍数に希釈を洗浄液で洗浄し、これに標識抗体希釈液で所定の温度で感作すること。

三二により感作したスクリーンングプレートを洗浄液で洗浄し、これに基質溶液（使用する直前に調整したもの）を分注した後、十五分間で反応させ、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により算出した指示血清の濃度値が〇・三以上であるものを陽性とし、〇・三未満であるものを陰性とする。

四指示血清に対する相対吸光度値が〇・三以上のものを陽性とし、〇・三未満であるものを陰性とする。

酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出液(DNA液)を作製すること。二、リアルタイムPCR反応液(DNAポリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル-N-グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼ、ブリーワー水を含むもの)(○・○四五ミリリットルに一で作成した糞便抽出DNA液○・○四五ミリリットルを混和したもの(以下「検体調整液」という)及びリアルタイムPCR反応液(あらかじめヨネ菌のDNAリソトルに指示されたものを)を○・○四五ミリリットルに指示されたもの(以下「指示陽性調整液」という)を、それぞれ○・二ミリリットル混合したもの(以下「指示陽性調整液」という)を、それを○・五ミリリットル混合したものを(以下「指示陽性調整液」という)。

グラム以上と判定された検体を陽性とし、それ以外の検体を陰性とすること。
 4 ヨーニン検査の場合
 一 ヨーニンの注入後四十八時間から七十二時間までの間における腫脹の差を測定すること。
 二 注射前における注射部位の皮膚の厚さの測定と注入後における注射部位の皮膚の厚さの測定は、やむをえない事由がある場合のほかは同一人が行うこと。
 5 補体結合反応検査の場合
 十六時間から二十時間までの間四度から七度までの間での温度で感作した希釀血清（非働血清を生理食塩液で五倍、十倍及び二十倍に希釀し、これらに等量の抗原とあらかじめ二単位となるト補体を加えたもの）に三バーセントめん羊感作血球液（あらかじめ検定した三単位の溶血素液と三バーセン

検査	免疫組織化と。
外の検査	ウエの温度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
一検査	度で処理する二
臨床検	免疫組織化と。
二検査	学的検査以
抗ブリオン	ウエの温度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
蛋白質抗体を固	度で処理する二
相化した検査用	免疫組織化と。
ブリート(以下エライザ法(ワニス	ウエの温度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
「TSE診断ブ	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
レート」という	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
。)に一により	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
調整した被検檢	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
体を緩衝液で所	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
定の倍数に希釈	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
し、当該検体を	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
分注した後、密	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
封し、七十五分	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
間三十七度の温	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
度で感作した上	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
、洗净液で洗净	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
すること。	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
三二により處	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
理したTSE診	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
断ブリートに酵	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
素標識抗体液	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
(使用する直前	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
に調整したも	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
の)を分注した	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
後、密封し、一	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
時間四度の温	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
度感作すること	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
。四三により感	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
作したTSE診	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
断ブリートを洗	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
淨液で洗净し、	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
これに基質溶液	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
(使用する直前	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
に調整したも	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
の)を分注した	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
後、遮光して三	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
十分間室温で感	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
作し、反応停止	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
液を分注し、所	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
定の波長で測定	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温
した吸光度値に	度で保湿し、ブロードした後、濃縮し、ツト法による五分間百度の温

より判定する。五 吸光度値が陰性对照の平均吸光度値に所定の値を加えた値（以下この項、第三項及び第四項において「カットオフ値」という。）の九十パーセント以上であるものを「陽性」として検査することとし、カットオフ値の九十パーセント未満であるものを「陰性」とすること。

六 五により再検査することとなつた検体のサンプルについてTSE診断プロトコールの二穴を用いて再検査を実施し、二穴のうちいずれかの吸光度値がカットオフ値の九十パーセント以上であるものを陽性とし、二穴ともカットオフ値の九十パーセント未満であるものを陰性とすること。

2 エライザ法
 (サンドイッチ酵素抗体法) (アビジン-ビオチンカッティング法)による方法による検査の場合、ブレートにプロテイナーゼ

Kが分注された緩衝液で所定の倍数に希釈した延髄の部を含む脳乳剤を分注した後、密封し、十二分間から十六分間までの間十七度から二十七度までの間までの間四十度から四十四度までの間三十二分間から三十二分間までの間十七度まで温度で振とうし、後、二十八分までの温度で振とうし、当該プロートに消化停止薬を分注すること。

二一により調査した被検検体を密封し、二十分間から三十二分間までの間十七度から二十度までの温度で振とうした後、ストレプトアビジンを固相化した検査用プロトアビジン固相プローブにて（以下「ストレプトアビジン固相プローブ」という。）当該検体を分注すること。

三二により処理したストレプトアビジン固相プローブにて検出溶液を分注し、後、密封し、五十五分間から六十五分間までの間十七度から二十七度までの間十七度まで

温度で振とうすること。四三により処理したストレプトアビジン固定液で洗浄し、これに基質溶液を分注した後、八分間封し、八分間まで二十七度から二十七度までの間十七度から二十七度までの温度で振とう、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により判定すること。

五 吸光度値が陰性対照の中央値に所定の値を乗じて得た値に所定の値を加えた値（以下この項において「カットオフ値」という。）以上であるものを再検査することとし、カットオフ値未満であるものを陰性とすること。

六 五により再検査することとなつた検体のサンプルについてストレプトアビジン固相ブレントの二穴を利用して再検査を実施し、二穴のうちいずれかの吸光度値がカットオフ値以上であるものを陽性と

し、二穴とも力量オフ値未満であるものを陰性とする。
 3 エライザ法（サンドイッチ酵素抗体法（ワントップ測定法）による検査の場合）
 緩衝液で所定の倍数に希釈した延髄の門（ぬきま）部を含む脳乳剤をデオキシリボヌクレアーゼ I 及びコラグナーゼで処理し、プロテイナーゼ K と混合し、三十分間三十七度の温度で保温した後、濃縮し、五分間百度の温度で処理すること。
 二 TSE 診断
 プレートに一により調整した被検検体を緩衝液で所定の倍数に希釈し、当該検体を分注する。
 三 二により処理した TSE 診断プレートに酵素標識抗体液を分注した後、密封し、一時間三十七度の温度で感作すること。
 四 三により感作した TSE 診断プレートを洗浄液で洗浄し、

これに基質溶液を分注した後、遮光して三十分間室温で感作し、反応停止液を分注し、所定の波長で測定により吸光度値により判定すること。

五 カットオフ値の九十分以上であるものを再検査することとし、カットオフ値の九十分未満であるものを陰性とする。

六 五により再検査することとなつた検体のサンプルについて TSE 診断プレートの二穴を利⽤して再検査を実施し、二穴のうちいずれかの吸光度値がカットオフ値以上であるものを陽性とし、二穴ともカットオフ値未満であるものを陰性とする。

一 骨髄の門部、プロテイナーゼ K 及びマイクロバクテリヤによる検査の場合

4 エライザ法 (サンドイッチ酵素抗体法 (ワントット前処理法) による方法) による検査の場合

イアルセリンブロティナーゼを混合し、均一となるよう攪拌した後、十分間五十六度の温度で感作し、十分間百度の温度で感作し、十分間十七度の温度以下に冷却する。二 TSE 診断 プレートに、一により調整した被検体を分注三 二により処理したTSE 診断プレートに標識抗体液を分注した後、密封し三十分钟間四度から八度までの温度で感作すること。四 三により感作したTSE 診断プレートを洗浄液で洗浄し、これに基質溶液を分注した後、遮光して三十分間室温で感作し、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により判定すること。五 カットオフ値の九十分以上である。

ものを再検査することとし、カットオフ値の九十分一セント未満であるものを陰性とすること。六五により再検査することとなつた検体のサンプルについてTSE診断プレートの二穴を利いて二穴を用いて再検査を実施し、二穴のうちいずれかの吸光度値がカットオフ値以上のものを陽性とし、二穴ともカットオフ値未満のものを陰性とすること。

5 ウエスタンプロット法による検査の場合緩衝液で所定の倍数に希釈した延髓の門部を含む脳乳剤とプロテイナーゼKを混合し、三十分間三十七度の温度で保溫した後、濃縮し、五分間百分の三十分間二百ボルトで電気泳動整した被検検体及び指示検体をゲルに注入し、温度で処理すること。

一一により調整した後、当該ゲルからプロッティング膜へ蛋白

質の転写を行うこと。
三二により調整したブロッティング膜に抗ブリオン蛋白質抗体を加え、一時体温で感作し、室温で感作したこと。
四三により調整したプロテイング膜を洗浄液で洗浄し、化學発光試薬と反応させ、異常電荷リオン蛋白質の存在を確認すること。
五分間室温で感作すること。
六免疫組織化學的検査の場合
一 門脳部を含む延髓を中心性緩衝ホルマリンで固定し、三叉神經脊髄路核、孤束核及び迷走神經背側核が含まれる部分を切り出し、ギ酸で不活化処理した後、パラフィン包埋及び薄切を行ふこと。
二一により作製した標本をギ酸及びオートクレーブにより処理し、抗ブリオントキソイドを作製すること。

別表第二（第二十一条関係）		畜種の類別	家畜衛生管理基準
第一 〔人に関する事項〕 （家畜の所有者の責務）	牛、水牛、牛、鹿、羊、山羊及び山羊	1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病的発生の予防及び蔓延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養している家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確實に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）	三 二により調整した標本を緩衝液で洗浄した後、標識抗体及び酵素標識試薬を加え、二十分間室温で感作し、基質を加え、発色させること 四 三により調整した標本を光学顕微鏡で観察し、異常プリオシン蛋白質の存在を確認すること
第一 〔人に関する事項〕 （家畜の所有者の責務）	牛、水牛、牛、鹿、羊、山羊及び山羊	2 飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報	

を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できることや、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させることが、従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む)に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣

(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 衛生管理区域(8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。)に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属(当該衛生管理区域へ立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録の作成及び保管)

(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

(3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

(4) 出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

(5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

(大規模所有者が講ずる措置)

5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

(2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜(牛にあつては月齢が満四月以上のものに限る。)の頭数の合計が二百頭(第二十二条の五第九号イの1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭)を超えないこと)。

(獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

(家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備)

7 家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる14及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域の設定)

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに用行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

(放牧制限の準備)

9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

(埋却等の準備)

10 法第二十二条の規定に基づく家畜の死體の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満二十四月以上のものに限る。)一頭当たり五平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

(愛玩動物の飼育禁止)

11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)。

(家畜に関する事項)

12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

(第一衛生管理区域への病原体の侵入防止[人に関する事項])

13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近の看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入つた者(農場の従業者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間に内外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようすること(その者が、シャワードによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)。

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の衣服及び靴を着用させること)。

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下使用)

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から

(家畜に関する事項)

この項目において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること。その他の必要な措置を講ずること。

衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合は、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等)

1-7 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く)。衛生管理区域に車両を入れる者に対して、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方針により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く)。(他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

1-8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

1-9 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(飲用水の給与)

2-0 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

(安全な資材の利用)

2-1 大臣指定地域において収穫された農作物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

(家畜を導入する際の健康観察等)
22 他の農場等から家畜を導入する場合に病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかる可能性のある異状がないことを確認すること等により健康な家畜を導入すること。
（人に関する事項）
汚染拡大防止
第三 衛生管理区域内における病原体による
（畜舎に立ち入る者の手指消毒等）
23 畜舎の出入口附近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く）。
（畜舎の入口における靴の交換又は消毒）
24 畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎内において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
（物品に関する事項）
（器具の定期的な清掃又は消毒等）
25 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。
（畜舎外での病原体による汚染防止）
26 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
（野生動物に関する事項）
（野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管）
27 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
（給餌設備・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）
28 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(ねずみ及び害虫の駆除)
29　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行ふために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。
(飼養環境に関する事項)
30　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。
(家畜に関する事項)
(毎日の健康観察)
3-1　畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。
(畜舎等施設の清掃及び消毒)
3-2　毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。
(人に関する事項)
第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止
(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)
3-3　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。
(物品に関する事項)
(衛生管理区域から退出する車両の消毒)
3-4　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。
(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)
3-5　家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
(家畜に関する事項)
(家畜の出荷又は移動時の健康観察)

<p>36 家畜を出荷等により農場外へ移動させた場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようすること。 (特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)</p>
<p>37 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。</p>
<p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p>
<p>38 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかるといいことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めるること。</p>
<p>二 第一 家畜防疫に関する基本的事項 (家畜の所有者の責務) (人にに関する事項)</p>
<p>1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を</p>

確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。
(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

2 飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。
と。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。
と。また、農場の最新的防疫体制が確認できよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

(飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。
と。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及ぶ外部事業者に周知徹底すること。

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む)に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い止

(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣

(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

(記録の作成及び保管)

4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 衛生管理区域(8)に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(所属等から明らかな場合を除く。)並びに消毒の実施の有無(衛生管理区域内に車両を入れる者にあつては、当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の台帳を設置し、これに記入すること)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称(3)導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月(4)出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月(5)飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況(6)家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容(大規模所有者が講ずる措置)

5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該農場における防護のための更衣(2)飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該農場の従事員が講ずる措置

衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

(2) 営業ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭(肥育豚(月齢が満十月未満の豚をいう。)にあつては、一万頭)を超えないこと)。

(3) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認められる者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。

(獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つてゐる者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。(家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備)

7 家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まつているものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる。14、22、26、28及び29について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

(飼養環境に関する事項)

8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によつて分け、兩区域の場所が明確に分かること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たつては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

(放牧制限の準備)

9 法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を收容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

10 法第二十二条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満三月以上のものに限る。)一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

(愛玩動物の飼育禁止)

11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)。

(家畜に関する事項)

12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

(衛生管理区域への病原体の侵入防止)

13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(他の畜産関係施設等に立ち入つた者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入つた者(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするよう

その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)。

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させの場合を除く。)。

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバー)を含む。以下この項目において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管しかし、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること(他の必要な措置を講ずること)。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合は、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く))。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域に持ち込まない際の措置)

18 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

19 過去四ヶ月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(飲用水の給与)

20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

(処理済みの飼料の利用)

21 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百六号)第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。)を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)に基づき適正に処理が行われたもの(攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分钟以上又はこれと同等以上の効果を有する方法等で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているもの)を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

(安全な資材の利用)

22 大臣指定地域において収穫された農作物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

(野生動物に関する事項)

23 野生いのしの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのしのが侵入しないよう防護柵の設置(野生いのし等のくぐり抜けを防止できるものに限る)。

(衛生管理区域への野生動物の侵入防止)

24 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかる可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

(畜舎を導入する際の健康観察等)

(畜舎に立ち入る者の手指消毒等)

25 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該畜舎専用の手袋を着用させることを除く)。

(畜舎ごとの衣服及び靴の設置並びに使用)

26 畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域に限る)及び靴を設置し、畜舎に入る者に対して、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管しかし、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。

(野生動物に関する事項)

27 家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

(畜舎等施設の清掃及び消毒)

28 家畜の飼養管理に必要なない物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

(畜舎等施設の清掃及び消毒)

29 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが二セントメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。以下この項目において同じ)。その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

(野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組)

30 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(ねずみ及び害虫の駆除)

31 ねずみ及び害虫の駆除には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎から家畜、堆肥等を搬出すること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けることと又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

33 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

3-3 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。 〔家畜に関する事項〕	3-4 每日、飼養する家畜の健康観察（家畜毎の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。
第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止 〔人に関する事項〕	（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）
〔衛生管理区域から退出する者の手指消毒等〕	設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）
〔物品に関する事項〕	（衛生管理区域から退出する車両の消毒）
〔物品に関する事項〕	設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）
〔衛生管理区域から搬出する物品の消毒等〕	（衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対して、当該消毒設備を利用すること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。））
〔衛生管理区域から搬出する車両の消毒等〕	（衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対して、当該消毒設備を利用すること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。））
〔衛生管理区域から搬出する車両の消毒等〕	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）
〔衛生管理区域から搬出する車両の消毒等〕	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）

三 鶏 （家きんの所有者の責務）	二 鳥 （人に関する事項）	一 第一 家畜防疫に関する基本的事項
1 家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病的発生の予防及び蔓延の防止に対する責任を有する。関係法	（1）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項	（1）海外渡航時及び帰国後の注意事項
（2）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起	（2）農場内への不適切な物品の持込みの禁	（2）農場内への不適切な物品の持込みの禁
（3）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起	（3）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起	（3）導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
（4）農場内への不適切な物品の持込みの禁	（4）農場内への不適切な物品の持込みの禁	（4）出荷又は移動を行つた家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
止	止	（4）出荷又は移動を行つた家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
（5）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組	（5）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組	（5）導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
（6）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い	（6）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い	（6）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの指導の内容
（7）猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止	（7）猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止	（7）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの指導の内容
（8）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止	（8）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止	（8）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの指導の内容
（9）農場における防疫のための更衣	（9）農場における防疫のための更衣	（9）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの指導の内容
（10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等	（10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等	（10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
（記録の作成及び保管）	（記録の作成及び保管）	（記録の作成及び保管）
4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。	4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。	4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）	（家畜の出荷又は移動時の健康観察）	（家畜の出荷又は移動時の健康観察）
3-8 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。	3-8 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。（特定症状が確認された場合の早期通報並びに家畜に関する事項）	3-8 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。（家畜の出荷又は移動時の健康観察）
（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）
（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）
（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）	（家畜の出荷又は移動時の健康観察）	（家畜の出荷又は移動時の健康観察）
3-8 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。（特定症状が確認された場合の早期通報並びに家畜に関する事項）	3-8 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。（家畜の出荷又は移動時の健康観察）	3-8 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。（家畜の出荷又は移動時の健康観察）
（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）
（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）
（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）	（衛生管理区域から搬出する車両の消毒等）

(獣医師等の健康管理指導)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つてゐる者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること。

(飼養環境に関する事項)

(衛生管理区域の設定)

7 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かることによる。衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行はずに行動する範囲の全ても網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たつては、出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定（埋却等に備えた措置）

8 法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下8において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。（愛玩動物の飼育禁止）

9 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。（家きんに関する事項）

10 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。（密飼いの防止）

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

(人に関する事項)

11 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持ち込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。（他の畜産関係施設等に立ち入る際の措置）

12 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようする（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようする（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

13 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに（衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用）

15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

16 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

17 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

18 飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。（飲用水の給与）

19 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかる可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接觸させないようにすること。

域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行

させるうことその他の必要な措置を講ずること。

衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)

10 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等）

11 家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

12 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用）

13 家きん舎に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前に利用する経路を一方通行とするなどその他の必要な措置を講ずること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

(人に関する事項)

20 家きん舎に立ち入る者的手指消毒等）

21 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前に利用する経路を一方通行とするなどその他の必要な措置を講ずること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。

23 家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込まないこと。

(器具に関する事項)

24 野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同様の効果を有すると認められるものに限る。）等の効果を有するものに限る。）

その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するこ

(衛生管理区域の設定)

6 農場に、病原体の侵入及び蔓延の防止	<p>を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接接触された者が消毒並びに衣服及び靴の交換（厩舎ごとに入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。</p>
第二 卫生管理区域への病原体の侵入防止	
(人に関する事項)	
限)	<p>衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限</p>
7	<p>必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p>
(他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)	
8	<p>当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰國した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じ上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。</p>
(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)	
9	<p>衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において</p>

(物品に関する事項)
(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等)
10 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)
(他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
11 他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。
(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)
12 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講すること。
(飲用水の給与)
13 飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。
(馬に関する事項)
(馬を導入する際の健康観察等)
14 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病的発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。
第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
(人に関する事項)
(厩舎に立ち入る者の手指消毒等)
15 倉庫の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に当該厩舎専用の手袋を着用させる場合を除く。)

(廐舎の入口における靴の交換又は消毒)
16 廐舎ごとの専用の靴を設置し、廐舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が廐舎外で行う廐舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

(物品に関する事項)
17 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。

(廐舎外での病原体による汚染防止)
18 馬の飼養管理に必要のない物品を廐舎に持ち込まないこと。

(野生動物に関する事項)
19 馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)
20 廐舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(飼養環境に関する事項)
(衛生管理区域内の整理整頓及び消毒)
21 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

(廐舎等施設の清掃及び消毒)
22 廐舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

(馬に関する事項)
(毎日の健康観察)
23 毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

〔人に関する事項〕
(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)
2-4 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。
〔物品に関する事項〕
(衛生管理区域から搬出する車両の消毒)
2-5 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)。
〔馬に関する事項〕
(馬の出荷又は移動時の健康観察)
2-7 馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないよう措置を講ずること。
〔異状が確認された場合の出荷及び移動の停止〕
2-8 飼養する馬に異状が確認された場合(その原因が馬の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかるいないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかることがあることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。

別表第三（第三十条、第三十五条関係）消毒の

基準	別表第三（第三十条、第三十五条関係）消毒の方法	種類	火薬による火炎により消毒目的物を十分に加熱する。	炎等による火炎により消毒目的物を一時間以上百度以上の湿熱に触れる。	蒸気時間以上百度以上の湿熱に触れる。	消毒	煮沸	消毒	消毒	薬物	毒物
一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受	3 オルソ剤（オルトイジクロロベンゼンを成分とするもの）による消毒	畜舎等	シング等	皮、ケーブル	等	蹄、骨、角、銅料	袋、肉、飼料	器具	被服、毛、布	被服等	被服、器具
一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受	2 塩酸食塩水その他の酸による消毒	畜舎等	シング等	皮、ケーブル	等	蹄、骨、角、銅料	袋、肉、飼料	器具	被服、毛、布	被服等	被服、器具
一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。	一 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに拭く。	畜舎等	シング等	皮、ケーブル	等	蹄、骨、角、銅料	袋、肉、飼料	器具	被服、毛、布	被服等	被服、器具
一 消毒目的物の消毒による濃度に希釈する。	一 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	畜舎等	シング等	皮、ケーブル	等	蹄、骨、角、銅料	袋、肉、飼料	器具	被服、毛、布	被服等	被服、器具

9 一ダ水) その他アルカリ水剤による消毒	消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	畜舎、器具等
10 灰又は消石灰粉を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの)による消毒	一 消毒目的物に十分に散布する。 二 消石灰粉を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。	畜舎の床、畜舎周辺の土壤・鋪装表面、畜舎の床、ふん尿、きゅう肥、畜舎、さくらんぼ、汚水等
11 ハロゲン塩製剤(次亜塩素酸ナトリウム製剤)による消毒	一 消毒目的物の消毒に適する濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	畜舎、さくらんぼ、機械、ケル、器具、等
12 ハロゲン化物による消毒	三 異常ブリオン蛋白質を消毒する場合には、有効塩素濃度二パーセント以上のものを用いる。	畜舎、さくらんぼ、機械、ケル、器具、等
13 ビグアナイド系消毒薬(グルコン酸クロルヘキシジン等)による消毒	一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	畜舎、さくらんぼ、機械、ケル、器具、等
14 フェノール(石炭酸)による消毒	一 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品(医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。)を消毒する。 二 消毒目的物に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。	畜舎、さくらんぼ、機械、ケル、器具、等

しを ベエルウ な有プロンスイ 、馬リア疫口 豚 痘 カフ、蹄	ツ ニンルン鳥原低 ル病 スカユ、エフィ性病、エフィ性病
消毒薬噴霧装置その他 これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒するためのもの 消毒薬噴霧装置その他 これに準ずる設備であるためのもの 消毒するためのもの 消毒薬噴霧装置その他 これに準ずる設備であつて、車両分とするものを消毒するためのもの 消毒するためのもの 消毒薬	消毒薬噴霧次に掲げるいずれかの消毒薬 1 アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの） 2 逆性石けん液 3 その他の医薬品である消毒薬 4 その他防護指針で定める消毒薬 1 ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成すもの） 2 逆性石けん液 3 炭酸ナトリウム溶液（四パーセント） 4 水酸化ナトリウム溶液（二パーセント） 5 その他の医薬品である消毒薬 6 その他防疫指針で定める消毒薬
踏込消毒槽に準ずる設備であるためのもの 消毒する	1 石灰乳（十パーセント以上） 2 その他の医薬品である消毒薬

菌抗酸		菌 び菌結		核及ヨネ		踏込消毒槽		消毒薬噴霧次に掲げるいづれかの消		ためのもの	
ためのもの	る消毒薬	装置その他の医薬品であ	4 その他他の医薬品であ	る消毒薬	3 水酸化ナトリウム溶液(二ペーセント)	2 炭酸ナトリウム溶液(四ペーセント)	1 両性石けん液	逆性石けん液	逆性石けん液	4 その他他の医薬品であ	2 ピグアナイド系消毒
ためのもの	る消毒薬	装置その他の医薬品であ	4 その他他の医薬品であ	る消毒薬	3 水酸化ナトリウム溶液(二ペーセント)	2 炭酸ナトリウム溶液(四ペーセント)	1 両性石けん液	逆性石けん液	逆性石けん液	3 キシジン等)	1 グルコン酸クロルヘ
ためのもの	る消毒薬	装置その他の医薬品であ	4 その他他の医薬品であ	る消毒薬	3 水酸化ナトリウム溶液(二ペーセント)	2 炭酸ナトリウム溶液(四ペーセント)	1 両性石けん液	逆性石けん液	逆性石けん液	3 逆性石けん液	2 ピグアナイド系消毒
ためのもの	る消毒薬	装置その他の医薬品であ	4 その他他の医薬品であ	る消毒薬	3 水酸化ナトリウム溶液(二ペーセント)	2 炭酸ナトリウム溶液(四ペーセント)	1 両性石けん液	逆性石けん液	逆性石けん液	3 逆性石けん液	2 ピグアナイド系消毒

